

## 第1章 計画の策定にあたって

現在、我が国では、雇用環境の変化や子育て費用の増大、未婚化・晩婚化の進展など様々な影響により、急速な少子化が進行しています。人口の自然増減の評価指標の一つである合計特殊出生率では、人口規模を維持していくためには、2.07が必要な水準とされていますが、日本では昭和50年以降、2.07を上回ることはなく、平成25年は1.43と一貫して少子化が進んでいます。

また、福島県は、国よりは高い数値となっていますが、昭和55年以降2.07を上回ることはなく、平成25年は1.53と国と同様の傾向にあります。

このように少子化が進行していますが、保育所への入所希望者数は共働き家庭の増加等により年々増加しています。そのため、特に都市部では保育所に入所できない待機児童が多数発生し、社会問題化しています。本県においても都市部を中心に待機児童が存在し、対策が求められています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、家庭や子育てをめぐる状況は変化してきており、地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等といった大きな課題が生じています。

本県においては、これらの課題へ対応するため、平成7年3月にうつくしま子どもプランを策定して以降、少子高齢社会への対策や子育て環境の変化に対応できるよう計画的に子育て支援施策を実施してきました。

しかしながら、全国的に少子化の進行に歯止めがかからず、また子どもや子育てをめぐる環境はさらに厳しく変化したことから、これらの課題に対応するため、国では平成24年8月に子ども・子育て関連3法を制定しました。

この子ども・子育て関連3法は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や質の向上、保育の量的拡大並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図ることを目的としており、「子ども・子育て支援法」では、教育・保育などのサービスが適切に受けられるよう計画的に体制を整備するよう定められています。

「福島県子ども・子育て支援事業支援計画」は、子ども・子育て支援法の趣旨に即した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備を市町村が円滑に実施できるよう支援するとともに、広域自治体として必要な調整を図るために策定するものです。